

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和元年第5回定例会提出予定議案の説明

(1) 議案第159号 川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

資料1 川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

令和元年11月20日

健康福祉局

1 条例制定の経過

(1) 無料低額宿泊所について

ア 無料低額宿泊所とは

社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業であって、生計困難者(※)のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行うための施設であって、その定員が5人以上のもの。

※ 「生計困難者」には、生活保護法の対象となるもののみならず、これに準ずる低収入であるために生計が困難であるものも含まれる。

イ 市内の無料低額宿泊所の状況(令和元年10月1日現在)

- (ア) 届出済施設数 20施設
- (イ) 運営主体 NPO法人(18施設)、一般社団法人(1施設)、株式会社(1施設)
- (ウ) 定員 合計848名(最小20名、最大76名)(すべて個室)

※ 無料低額宿泊所の設備及び運営の基準については、国のガイドラインに準じて、本市においてガイドラインを定めている。

(2) 社会福祉法の改正による無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

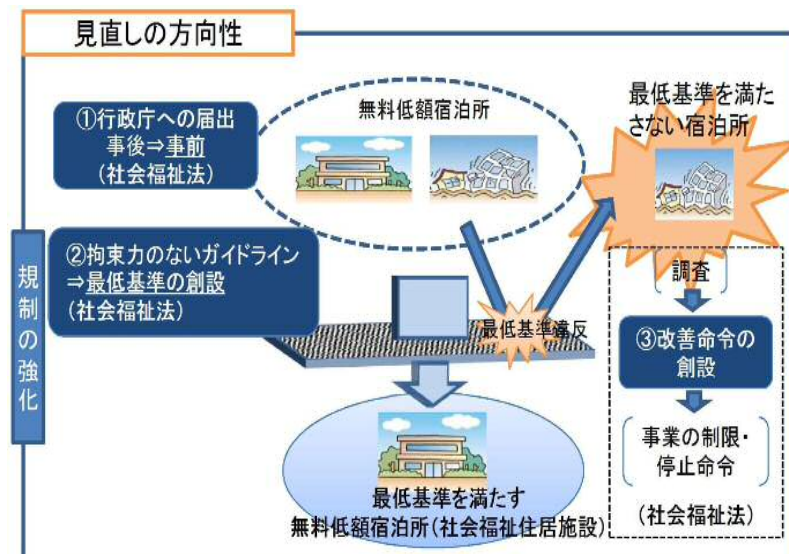
ア 無料低額宿泊所の課題

無料低額宿泊所の中には、利用者を劣悪な環境に住ませ、提供されるサービスに見合わない高額な利用料を徴収するなど、いわゆる「貧困ビジネス」といわれるような悪質な事業者の存在が問題となっている。その一方で、様々な生活支援に、熱心に取り組んでいる事業者も存在することから、①悪質な事業者を規制しつつ、②生活支援を行う良質な事業者が、活動しやすい環境づくりを進めていく必要がある。

イ 社会福祉法の改正による無料低額宿泊所の規制強化

利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、規制を強化(平成30年6月8日公布、令和2年4月1日施行)

- ① 無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
- ② 現在ガイドライン(通知)で定めている設備及び運営に関する基準について、法定の最低基準を創設
- ③ 最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設



※ 無料低額宿泊所の規制強化の他に、単独での居住が困難な生活保護受給者に対して生活支援を行っている良質な事業者が存在する現状を踏まえ、上記の最低基準を満たした無料低額宿泊所について、生活保護法改正に基づいた日常生活上の支援を提供する仕組みが、国において検討されている。

(3) 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める省令及び条例の制定

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準については、社会福祉法の改正により、国において省令が定められたため、地方自治体において条例を定めることとなった。

2 条例で定める基準

(1) 条例で定める基準の概要(抜粋)

基本方針(第2章)
○ 地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携の確保に努めなければならない。(第4条)
設備及び運営に関する基準(第3章)
○ 施設長は社会福祉主事任用資格を有する者(大学において社会福祉に関する科目を修めて卒業した者等)等でなければならない。また、その他の職員はできる限り社会福祉主事任用資格を有する者とするよう努めるものとする。(第7条)
○ 居室の床面積(収納設備等を除く。)は、7.43㎡以上とすること。(第12条)
○ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。(第12条)
○ 職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち1人は施設長としなければならない。(第13条)
○ 原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。(第20条)
○ 入居者の金銭の管理は、入居者本人が行うことを原則とする。(第26条)

(2) 条例制定における基本的考え方

国の省令で定める基準は、国のガイドラインを踏まえて有識者による検討会での議論を経て制定されたものであり、利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保する基準として適しているため、条例の制定に当たっては、原則として国の基準を適用する。

(3) 本市の独自基準

ア 居室の床面積

(ア) 独自基準の内容

居室の床面積は、7.43㎡以上とし、地域の事情によりこれにより難しい場合は4.95㎡以上とする基準は設けない。

(イ) 独自基準を定める理由

国の省令は、原則7.43㎡以上とし、地域の事情によっては4.95㎡以上とする例外の基準を設けている。本市においては、地域の住宅事情、無料低額宿泊所の利用対象者やその他の社会資源等の状況等を踏まえ、直ちにアパート等での居宅生活が困難な生計困難者の居住の確保に支障が生じることはないため、国の省令による例外の基準は設けないこととするもの

※ 居室の床面積基準を満たさない既存の無料低額宿泊所については、省令の定めと同様に、改善計画の作成及び実施等の要件を満たすことを条件に、利用継続を可能とする経過措置を設ける。

イ 地域との連携

(ア) 独自基準の内容

無料低額宿泊所の運営に当たっては、地域住民等に対して事前に当該運営の内容の説明を行うよう努めるとともに、地域住民等との連携及び協力を行うこと等により地域との交流を図るよう努めなければならないこととする。

(イ) 独自基準を定める理由

条例では国の省令と同様に地域との結び付きを重視した運営を行うことを基本方針として掲げているが、利用者の自立の助長のためには地域の中で利用者和社会との結び付きを確保し、円滑な運営を図ることが欠かせず、その内容についてより具体的に規定する必要があるため、地域住民等への説明や地域との交流を図るよう努めることとする基準を設けるもの